

○大田区景観条例（抜粋）

平成25年3月15日
条例第16号

（目的）

第1条 この条例は、大田区（以下「区」という。）の良好な景観の形成に関し、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、区、区民及び事業者の責務を明らかにすることにより、もって地域力を生かした世界に誇ることができる多彩で魅力的な景観のあるまちを実現することを目的とする。

（景観計画区域の区分等）

第10条 区長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）について、土地の利用、地域の特性等に応じて、規則で定めるところにより区分するものとする。

2 法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（以下「良好な景観の形成に関する方針等」という。）は、前項の規定により区分した区域ごとに定めるものとする。

3 区長は、景観計画区域において、特に地域の特性を生かした景観の形成を推進する必要があると認める地区を景観形成重点地区として定めることができる。

4 景観形成重点地区における良好な景観の形成に関する方針等は、前項の規定により定めた景観形成重点地区ごとに定めるものとする。

（勧告の公表）

第16条 区長は、法第16条第3項の規定により勧告した場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（表彰）

第23条 区長は、良好な景観の形成に関する著しい功績のあった者を表彰することができる。

（大田区景観審議会）

第24条 良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として大田区景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 区長は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に意見を聴かなければならない。

（1） 第8条に規定する景観計画の策定及び変更（軽微な変更を除く。）

（2） 第10条第3項に規定する景観形成重点地区の決定

（3） 法第16条第3項の規定による勧告

（4） 法第17条第1項又は第5項の規定による変更命令

（5） 法第19条第1項の規定による指定、法第23条第1項の規定による原状回復命令等、法第26条の規定による命令又は勧告及び法第27条第1項又は第2項の規定による指定の解除

（6） 法第28条第1項の規定による指定、法第32条第1項の規定による原状回復命令等、法第34条の規定による命令又は勧告及び法第35条第1項又は第2項の規定による指定の解除

3 区長は、次に掲げる事項については、審議会に意見を聴くことができる。

（1） 第7条に規定する協議

（2） 第22条に規定する認可

（3） 前条の規定による表彰

（4） その他景観の形成を推進するための施策に関し、区長が必要と認める事項

4 審議会は、前2項に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。

5 審議会は、区長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。